

選挙区	南第2区 (川口市)	南第3区 (さいたま市西区)	南第4区 (さいたま市北区)	南第5区 (さいたま市大宮区)	南第6区 (さいたま市見沼区)	南第7区 (さいたま市中央区)	南第10区 (さいたま市南区)	南第13区 (上尾市・伊奈町)	南第19区 (熊市)	南第22区 (和光市)	西第5区 (ふじみ野市・三芳町)	西第6区 (富士見市)	西第7区 (川越市)	西第10区 (坂戸市)		
候補者名(敬称略)	岡村 ゆり子	大上 やすひこ	高木 まり	山田 ちよこ	井上 まさかつ	戸島 よし子	しまがき きんや	木村 勇夫	秋山 もえ	須賀 敬史	井上 航	前原 かづえ	八子 朋弘	山根 ふみ子	もりや ひろ子	弓削 勇人
政党	無所属	無所属	立憲民主党	立憲民主党	立憲民主党	日本共産党	立憲民主党	国民民主党	日本共産党	自由民主党	無所属	日本共産党	(無所属 の 根 会 派 )	国民民主党	日本共産党	無所属
問1：LGBTに関する課題全般に、人権問題として取り組んでいくことをどう思われますか？(複数回答可) 1. 人権問題として積極的な取り組みが必要だ 2. 人権問題であるが、特に取り組まなくてよい 3. 性的指向・性自認に関する課題に、人権という考えはあてはまらないように思う 4. 個人的な問題であり、差別や偏見を被るとしたら個人の自主的な選択が原因である 5. 答えられない/わからない 6. その他(自由回答：)	1	1	1	1	1	1	5	1	1	6. 我が国の婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼす恐れがあるため慎重に検討すべきと考えます。	1	1	1	1	1	1
問2：SOGIに関する人権を保障する埼玉県条例の制定についてどうお考えですか？(単独回答) 1. 県条例の制定に賛成で、そのための施策が政策に入っている 2. 県条例の制定に賛成だが、そのための施策は政策に入っていない 3. 県条例の制定には反対だが、そのための施策は政策に入っている 4. 県条例の制定には反対で、そのための施策は政策に入っていない 5. 答えられない/わからない 6. その他(自由回答：)	2	2	2	2	1	1	1	2	1	4	1	2	2	1	1	2
問3：選挙向け公約や、お考えに基づいて、「LGBT」の権利確保に関する政策について、次の各設問にお答えください。(各項目ごとに単独回答)																
A <教育：学校でのLGBTの子どもたちが抱える困難解消>																
A①全教職員への知識の啓発・訓練 1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない	1	2	1	1	1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
選択肢1～4を選んだうえでの補足、等(自由回答)				子ども達が過ごす時間の長い教育現場において、指導者が適切な知識を持つことは当然必要だと思います。そして、また子どもたちに対しても差別がないように正しい知識を広めることが必要だと考えます。		国としての基本政策とともに県の制度化も必要								国で基本法を定め、詳細について県で定める必要があると考えます。		
A②多様な性を授業等で学習することを通じた子ども間のいじめ・差別の防止 1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない	1	2	1	1	1		1	1	1	2	1	1	1	2	1	1
選択肢1～4を選んだうえでの補足、等(自由回答)				差別すること自体がいけないことだという認識は当然だと思います。本来差別はあってはならないものですので、国の政策でも当然進めるべきことだと思います。		国としての基本政策とともに県の制度化も必要								国で基本法を定め、詳細について県で定める必要があると考えます。		
A③(入学拒否・転校強要・退学など)差別的取り扱いの禁止 1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない	1	2	1	1	1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
選択肢1～4を選んだうえでの補足、等(自由回答)				差別すること自体がいけないことだという認識は当然だと思います。本来差別はあってはならないものですので、国の政策でも当然進めるべきことだと思います。		国としての基本政策とともに県の制度化も必要								国で基本法を定め、詳細について県で定める必要があると考えます。		
A④苦しむ子ども・保護者への相談・支援の制度化(カウンセリング、自殺防止等) 1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない	1	2	1	1	1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
選択肢1～4を選んだうえでの補足、等(自由回答)														国で基本法を定め、詳細について県で定める必要があると考えます。また具体的な施策であるため条例の表現は柔軟に対応できるようにするのが望ましい。		
A⑤合理的配慮(性自認に合わせたトイレ、制服、等) 1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない	3	2	1	1	1		1	1	1	2	3	1	1	1	1	1



<p><b>D②国および各自治体における、支援のための基本計画の策定と実施</b></p> <p>1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない</p>	3	2	1	4	1	1	1	1	2	4	1	1	1	1	1	1
<p>選択肢1～4を選んだうえでの補足、等（自由回答）</p>						国としての基本政策とともに県の制度化も必要（この項、国のことあり「1」は選択しようがありません）									国で基本法を定め、各自治体で基本計画を作成すべきと考えます。	
<p><b>D③各自治体における、相談・支援センターとなる施設の指定・設置</b></p> <p>1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない</p>	3	2	1	4	1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
<p>選択肢1～4を選んだうえでの補足、等（自由回答）</p>						国としての基本政策とともに県の制度化も必要										
<p><b>D④地域防災計画での明確化と、災害時の配慮・対応の強化</b></p> <p>1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない</p>	3	2	1	4	1		1	1	1	2	3	1	1	1	1	1
<p>選択肢1～4を選んだうえでの補足、等（自由回答）</p>						国としての基本政策とともに県の制度化も必要										
<p><b>D⑤行政対応での差別取り扱いの禁止</b></p> <p>1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない</p>	3	2	1	1	1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
<p>選択肢1～4を選んだうえでの補足、等（自由回答）</p>						国としての基本政策とともに県の制度化も必要										
<b>E &lt;民間・公共の施設・サービスの利用者としてのLGBTの困難の解消&gt;</b>																
<p><b>E①多様な性自認・性的指向に配慮したサービスの提供・施設面の対応</b></p> <p>1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない</p>	3	2	1	5. 携帯の家族割など、すでに配慮を進めた企業もあり、サービス提供当然ながら配慮は求め、企業配慮するよう働きかけが必要	1		1	1	1	2	3	1	1	1	1	1
<p>選択肢1～4を選んだうえでの補足、等（自由回答）</p>						国としての基本政策とともに県の制度化も必要										
<p><b>E②同性カップル・パートナーへの配慮（カップルを法的認知するか否かに関わらず）</b></p> <p>1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない</p>	1	2	1	1	1		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
<p>選択肢1～4を選んだうえでの補足、等（自由回答）</p>						国としての基本政策とともに県の制度化も必要										
<b>F &lt;政府・自治体の単身者施策&gt;</b>																
<p><b>F①LGBTの多くが単身者であることも踏まえた、単身者向け施策の充実</b></p> <p>1. 県条例で義務化し、県内において普遍的な制度とすべきである 2. 県条例にて具体策は規定せず、国の政策に委ねるべきである 3. 現場の裁量にゆだねるべきである 4. わからない</p>	3	2	5. 単身者向け施策の充実には必要です。ただ、単身者施策については、性別などにあまり関係なく行われているようにも思うので、この質問の意味を正確にこちらが把握できているか、自信がありません。単身者施策を充実させるべきということは、性別や性自認の問題とは異なる切り口なので、当該条例の中に組み込むことがいいのかは、検討の余地があると思います。	4	1		1	1	1	2	3	1	1	1	1	1
<p>選択肢1～4を選んだうえでの補足、等（自由回答）</p>						国としての基本政策とともに県の制度化も必要									国で基本法を定め、詳細について県で定める必要があると考えます。また具体的な施策であるため条例の表現は柔軟に対応できるようにするのが望ましい。	
<p><b>問4：異性カップルと同様・同等に、認知・サポートを受けられるようにする条例化について、どのような対応が望ましいと考えますか？（単独回答）</b></p> <p>1. 県条例で同性カップルを結婚に相当すると公認する「パートナーシップ制度」を導入すべき 2. こうした制度は異性間のものであるべきで特に必要ない 3. 答えられない/わからない 4. その他（自由回答：）</p>	1	3	1	1	1	1	1	1	1	4. 新たな制度を設けなくても諸課題に対応可能だという見解もあるので、さらに議論を深める必要があると考えます。	1	1	1	1	1	1

<p>感想や、LGBT当事者やその家族の皆さんへのメッセージなど自由にコメントをお願いします。</p>			<p>あらゆる場面において、一人一人がその人らしく、ありのままに活躍できる社会を作るべきだと思っています。この目標を達するまでには、条例や法整備で遅れている部分を変えていく、或いは啓発を進めていく必要も出てくるかと思いますが、一步一步前に進めていきたいと思ひます。</p>	<p>「誰を愛するかは自分が決める。」そんな当たり前の事が日本ではできていない。私は埼玉県政で初めて性的マイノリティーについて取り上げた人間です。その責任を最後まで果たしていきます。</p>	<p>人として尊重し合う社会づくりが、LGBTだけでなく、さまざまな立場の人たちが生きていくために必要です。</p>	<p>私は中途の視覚障害者です。自らも厳しい状況、困難な状況となったこともございました。生きづらさを抱え、なかなか出口が見えないトンネルで右往左往している皆様を少しでも手助けしたい、支えとなる仕組みを作りたい、その強い気持ちで県議選を闘っております。私の政策には下記を掲げております。ともに現状を打破してまいりましょう！ 私の政策 - 誰も置き去りにしない埼玉県をつくる <a href="http://shimakin.saitama.jp/about/">http://shimakin.saitama.jp/about/</a> 生きづらさを抱える人たちを温かく理解し共生する埼玉県をつります！！ 1.ひとり親家庭や同性婚を含む事実婚者に対する支援を推進します！ 2. 行政文書を多様な性的指向に配慮した表記へ改訂します！</p>	<p>お役に立てるよう取り組んでまいります。</p>	<p>私の好きな言葉は「みんなちがってみんないい」です。この言葉通りの社会になったら、本当に豊かで生きやすくなると思っています。LGBT当事者のみなさんが、どんな大変な思いを抱えて生きているか、ということについて、私の友人のバイセクシャルの女性や、FTMのシングルファーザーから話を聞いたときは衝撃でした。自分自身が、どれだけ無知かということや、本当の意味で人権について捉えられていたのか考えさせられました。LGBT当事者の方の生きにくさは、多様性が認められない社会の問題であって、当事者の問題ではありません。制度面での整備はもちろん、差別や偏見がなくなるよう、「みんなちがってみんないい」という当たり前のことが社会に広く根付くよう、力を尽くしたいと思ひます。ともにがんばりましょう！！</p>	<p>私の知人にも当事者の方がいらっしやいます。県の政策で当事者の方々が暮らしやすい制度・行政となるよう今後も尽力したいと考えております。</p>	<p>L G B Tの方が暮らしやすい社会は、この社会に生きるすべての人にとって、暮らしやすい社会のはずです。憲法がうたう平等、個人の尊重が実現される社会にむけて、一緒に踏み出していきましよう！</p>	<p>国では理想的な法整備が必要であり、その上で現地の実情にあわせた運用方針を定めるべきだと考えます。性的少数者やそのご家族、関係者の方々から直面する課題の解決に向けて積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>	<p>2016年から埼玉県議会で性的少数者に関する条例制定の必要性を訴えて参りました。可視化されていない「小さな声を大きな声で」県議会に届けることが私の役割だと考えています。誰もがありのままの自分でいられる社会を実現するため、これからも皆さまと一緒に走り続ける覚悟です。今年が「令和」にちなみ「レインボーピース」元年となることを切に願ひ、これからも皆さまに寄り添った県政運営に努めてまいります。</p>	<p>性の多様性が認められる社会づくりが必要で、自分らしい生き方ができるよう、差別と偏見をなくしていくために力をつくしていきます。</p>	<p>坂戸市におけるパートナーシップ制度導入に関する請願について、賛成者として他の議員の説得や賛成討論を行いました。一度は否決されましたが、次の議会において全会一致で賛成を得る事が出来ました。市議会議員活動の中でも、特にやりがいのある活動でした。</p>
---	--	--	--	---	--	--	----------------------------	---	---	---	---	---	---	---